



一関市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

一関市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年一関市条例第229号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 <u>次に掲げる者は</u>、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。</p> <p>(1) <u>市内に住所を有する者</u></p> <p>(2) <u>市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人</u></p>	<p>(収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 <u>何人も</u>、<u>                    </u>議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 高齢者の自動車運転免許の返納に関する適切な対応を求める意見書

高齢者社会の進展に伴い、高齢運転者が増加しているが、体力や認知機能の衰えにより、自動車の運転に不安を持つ高齢者も多く、全国的に高齢運転者による重大な交通事故が頻発し、大きな社会問題になっている。

平成29年3月から改正道路交通法が施行され、75歳以上の高齢運転者に対し、免許更新時のみならず、一定の違反をした場合には、認知機能検査を実施し、認知症の恐れがあるとした場合は、医師の診断が義務化されるなど、高齢者運転対策の推進が図られる。

このような中、自動車運転免許を自主返納する高齢者数は増加しているが、当市のような広大な面積を有する中山間地域では、公共交通が行き渡らない地域も多いことなどから、返納後の日常生活における移動に不安が多く、高齢運転者は、返納の意向があっても、自動車に頼らざるを得ない状況となっている。

高齢運転者の自動車運転免許の返納を促進するためには、高齢者が自動車に依存することなく、免許返納後も日常生活に支障なく暮らせる環境の整備が必要である。

よって、国においては、高齢者の自動車運転免許の返納を促進するため、下記の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 認知症の検査が大幅に増加することが予想されることから、検査体制に万全の措置を講じること。
- 2 地方公共団体が実施する、自動車運転免許返納者に対する公共交通利用支援の取り組みに対して、財政支援の拡充を図ること。
- 3 地方公共団体や交通事業者が行う、コミュニティバスなどの運行、導入など、公共交通体系構築に向けた取り組みに対して、財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
国土交通大臣 殿  
国家公安委員会委員長 殿

## 中学校卒業までの医療費窓口無料化（現物給付）を求める意見書

子どもの医療費無料化は、子育て中の親にとって切実な要求であり、その実現に向けた運動が取り組まれています。

岩手県は、平成28年8月から就学前の子どもの医療費の現物給付（入院に限り小学校卒業まで）が開始されました。しかし、市民の間では子どもの医療費について、「早く乳幼児と同じように、窓口負担をなくしてほしい」と対象年齢の引き上げを願う声が広がっています。

現在、各自治体の努力によって、子どもの医療費助成制度が実施されていますが、対象年齢や所得制限など自治体によって大きな格差が存在しているのが実態です。しかし、そういう状況の中でも、県内22市町村ではすでに中学校卒業以上の子どもの医療費助成が実現しています。

こうした状況を鑑み、自治体間格差を解消するためにも岩手県の施策の充実が重要となります。

また、子どもを安心して産み育てることのできる社会の実現をめざすには、国による支援が必要不可欠です。

よって、一関市議会は、下記の事項について強く求めるものです。

### 記

- 1 子どもの医療費助成制度の窓口無料化方式（現物給付）を現行の就学前から中学校卒業まで拡充すること。
- 2 国として全国一律の子どもの医療費窓口無料化制度を創設するよう、国に要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年3月16日

岩手県一関市議会

岩手県知事 殿

## 時間外労働上限と勤務間インターバル規制制度の実現を求める 意見書

2015年12月、日本を代表する広告代理店電通の24歳の女子社員が自殺をしました。昨年、厚生労働省及び東京労働局は過労死と断定し、本社と支社を一斉に捜索しました。

一関市内に母の実家を持つ前途有望な若い派遣労働者が1999年に過労自殺を遂げ、その母親が裁判でたたかい勝訴しました。

しかし、こうした過労死・過労自殺が後を絶ちません。2015年度の過労死96件・過労自殺93件、合計189件(未遂も含み)で、過労自殺が増加傾向にあります。

大きな利益を上げている企業で、このような常軌を逸した働かせ方を強いていることを改善するために法的な規制を強める必要があります。

安倍内閣は「1億総活躍社会」「働き方改革」を掲げていますが、看板倒れかつ後退する内容も出ています。2月に発表された政府案は「臨時的な特別な事情がある場合として、労使合意して協定を結べば残業平均60時間・年間最大720時間」までの時間外労働を合法とし、さらに繁忙期「一時的に事務量が増加する場合は1カ月100時間」までは容認する内容が検討されております。また、働く時間と次の働く時間との間に一定の休養時間をとる「勤務間インターバル規制制度」も見送りするとの意見が企業から出ています。国際労働機関(ILO)は、98年も前に、労働時間は1日「8時間」と第1号条約として成立させました。日本でも労働基準法で「1日8時間」と定めています。例外として繁忙期の時間外労働は「1日2時間・週45時間・年間360時間」(厚労省限度基準告示)が定められています。

憲法第25条「国民は誰でも健康で文化的な生活を営む権利を有する」を現実の仕事に生かし、生活のため退職後も働かなければならない高齢者そして「ワークライフバランス」を実行する働き方ができることを若者に保障するために、政府が下記の事項を実施するよう求めます。

### 記

- 1 内閣が提出している労働基準法「改正」法案にある「労働時間規制の適用除外制度の導入」「裁量労働制の対象拡大」「フレックスタ

イム制度の清算期間の延長」は撤回すること。

2 労働基準法について以下の規制を行うこと。

- (1) 時間外労働と休日労働合わせて「週 15 時間・月 45 時間・年 360 時間」とすること。また、36協定の特別協定の制度は廃止すること。
- (2) EU労働時間指令を参考に、11 時間以上の休息時間を与える「勤務間インターバル規制制度」を導入すること。
- (3) 夜勤・交替制労働時間を日勤労働者より短くすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 29 年 3 月 16 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

## エネルギー回収型廃棄物処理施設の建設促進を求める決議

一関市のごみ焼却は、昭和56年に建設された一関清掃センターと平成11年に建設された大東清掃センターの2施設で焼却処理されている。

このうち、一関清掃センターは、建設後35年が経過していることから老朽化が進み、補修を繰り返しながら稼働を続けている現状にある。もし、使用不能となれば、市民生活に大きな支障と混乱が生じる恐れがあり、早期の対策が求められている。

このような状況の中、市当局は、狐禅寺地区に新たな施設建設を計画し、地区住民に説明してきたところであるが、地区住民に賛否があり、合意が得られない状況が続いている。

また、建設計画にご理解いただいた地区住民から早期建設に向け、建設用地の提供に関し、請願が提出され、議会において採択されたところである。

このことを受け、市当局においては、建設用地としての適・不適の調査を行い、平成28年度内に判断をする見込みである。

以上のことから、市当局においては、総合的な判断に際し、市民の命と暮らしを守ることを基本に、全力で早期の建設促進に取り組むよう、下記のとおり求める。

### 記

- 1 建設用地としての調査結果を踏まえ、建設するにあたっては、環境に適した最先端の施設とし、余熱活用施設など、地域振興に結びつく具体的な建設計画案を地域住民に対し、早急に示すこと。
- 2 仮設焼却施設は、狐禅寺地区に建設せず、焼却以外の方法も検討し、見直しを図ること。
- 3 ごみの減量化は、市民全体が共通認識で取り組まなければならない、より一層の啓発を図ること。

以上、決議する。

平成29年3月16日

一関市議会